

令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）
「検体検査の精度の確保等に関する研究」
分担研究報告書

医療機関における検体検査の精度の確保に関する規程の施行についてのアンケート調査

研究協力者 釜范 敏 公益社団法人日本医師会 常任理事
江澤 和彦 公益社団法人日本医師会 常任理事

研究要旨

医療機関が自ら検体検査を行う場合に、精度確保の責任者を置くことや、標準作業書及び作業日誌又は台帳関係を作成すること等の改正が行われたことに対する地域医療や医療機関への影響や対応等を確認することを目的として、47 都道府県医師会を対象に調査を行い、100%の回答を得た。

回答結果より、検体検査の精度の確保に関する都道府県医師会の業務については、回答者の所属先が、業務全般、地域医療・地域保健、総務・庶務、学術、事業等の様々な部門であったことや、所管する担当課の設置が 55%に留まっていること等から、都道府県医師会が医療機関に対して支援できる業務の内容を「検討・整備」していくことの重要性が示唆された。

A.目的

医療機関における検体検査は、平成 30 年 12 月 1 日より、医療法等における検体検査の精度の確保に関する事項の一部が改正・施行された。

日本医師会は、医療機関が自ら検体検査を行う場合に、精度確保の責任者を置くことや、標準作業書及び作業日誌又は台帳関係を作成すること等の改正が行われたことに対する地域医療や医療機関への影響や対応等を確認することを目的として、「医療機関における検体検査の精度の確保に関する規程についてのアンケート調査」を実施した。

B.調査方法

47 都道府県医師会を調査対象として、各医師会の担当理事宛に調査協力依頼を行い、Google フォームへの入力による回答を得た。

調査項目は以下の 3 点であった。

- ・検体検査の精度の確保に関して、所管する担当課の有無
- ・所管する担当課の業務内容
- ・検体検査の精度の確保に関する課題の有無と内容

C.結果

(1) 回答者の基本情報

回答率は100%であった。

調査の回答者が所属する部門では、業務担当部門が最も多く、17 医師会（36.2%）であった。次いで回答が多かった部門は地域医療・保健を担当する部門で、11 医師会（23.4%）であった。

調査回答者の所属の状況

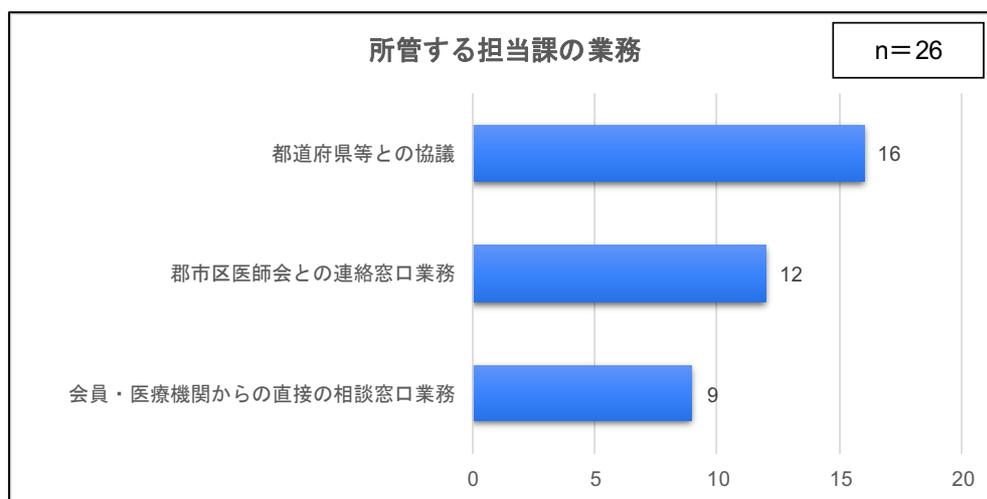
回答者の所属	医師会数	割合
業務担当部門	17	36.2%
地域医療・保健担当部門	11	23.4%
総務・庶務担当部門	5	10.6%
学術担当部門	3	6.4%
事業担当部門	2	4.3%
その他	9	19.1%
合計	47	100.0%

(2) 都道府県医師会における検体検査の精度の確保に関する所管担当課

47 都道府県医師会において、検体検査の精度の確保に関して所管する担当課があるか否か聞いたところ、「ある」と回答された医師会は26 医師会（55%）であった。

所管する担当課が「ある」と回答された26 医師会について、担当課の業務について複数回答で聞いたところ、「都道府県等、地方公共団体・自治体との協議（以下、「都道府県等との協議」という。）」が最も多く、16 医師会であった。

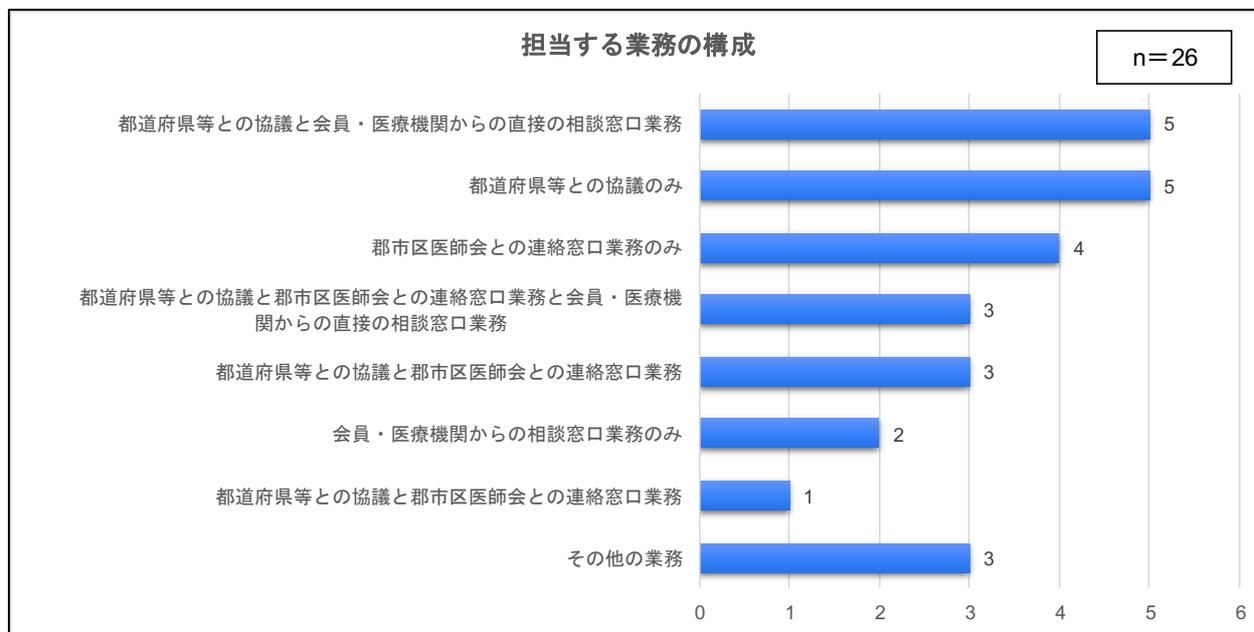
次いで多かった業務は「郡市区医師会との窓口業務」で、12 医師会であった。



所管する担当課が「ある」と回答された26 医師会について、担当課の業務の構成では、「都道府県等との協議」と「会員・医療機関からの直接の相談窓口業務」を行っている医師会と「都道府県等と

の協議のみ」行っている医師会がそれぞれ5医師会であった。

その他として挙げられていた3医師会の業務は、県内の大学と協働で医療機関の臨床検査の精度管理調査を実施する、臨床検査の精度管理調査の実施に伴う計画、集計、分析を行う等、精度管理調査に関する業務であった。

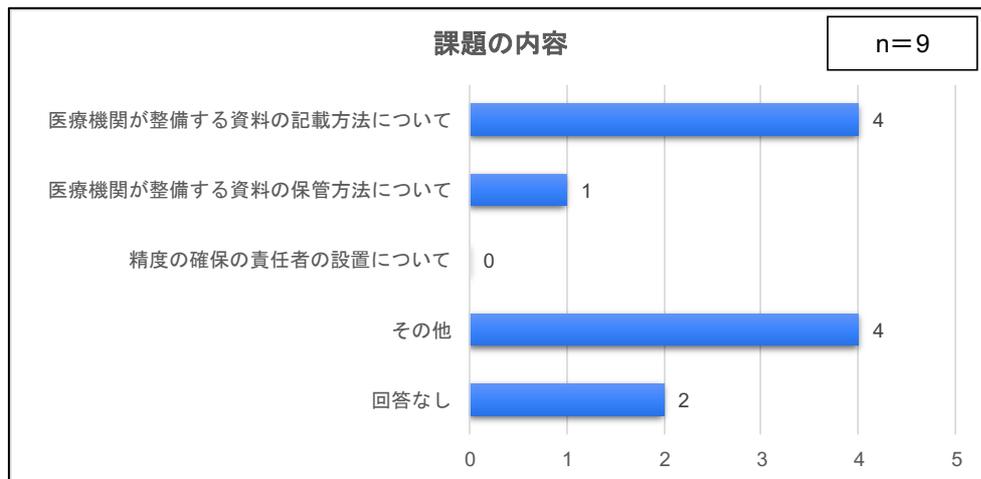


47 都道府県医師会について、検体検査の精度の確保に関する課題の有無を聞いたところ、「ある」と回答された医師会は9医師会（19%）であった。

課題の内容として、以下の4点を複数回答で聞いた。

- ①精度の確保の責任者の設置について
- ②医療機関が整備する資料の保管方法について
- ③医療機関が整備する資料の記載方法について
- ④その他

今回の調査では、課題として「責任者の設置」を挙げた医師会はなかった。



D.考察

検体検査の精度の確保に関する都道府県医師会の業務については、回答者の所属先が、業務全般、地域医療・地域保健、総務・庶務、学術、事業等の様々な部門であったことや、所管する担当課の設置が 55%に留まっていること等から、都道府県医師会が医療機関に対して支援できる業務の内容を「検討・整備」していくことの重要性が示唆された。

現時点で都道府県医師会として認識している課題は少ないものの、「医療機関が整備する資料の記載方法」について 4 医師会から課題として挙げられていることから、日本医師会「医療機関における検体検査業務の精度確保に向けた手引き」の周知について検討する必要がある。